

●フューチャー・アースの推進に関する委員会設置要綱

〔平成 26 年 10 月 3 日〕
日本学術会議第 203 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、フューチャー・アースの推進に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 委員会は、フューチャー・アースの推進に資するため、関連する諸問題を整理し、審議するとともに、関連機関・組織との連携を図る。

(組織)

第 3 委員会は、35 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(分科会)

第 4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構 成	設置期限
フューチャー・アースの国際的展開対応分科会	フューチャー・アースの国際事務局、アジア地域事務局に関すること、フューチャー・アースの国際事務局対応コンソーシアムとの連携に関すること、フューチャー・アースに関連する国際会議への代表の派遣及び会議の運営支援に関すること	15 名以内の会員又は連携会員	平成 29 年 9 月 30 日
持続可能な発展のための教育と人材育成の推進分科会	フューチャー・アース計画が提起している教育と人材育成に関連する諸課題の整理と検討、関連する研究者や研究プログラム及び教育研究機関・組織との連携に関すること	20 名以内の会員又は連携会員	平成 29 年 9 月 30 日

(設置期限)

第 5 委員会は、平成 29 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 6 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）

において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年10月23日日本学術会議第204回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年2月27日日本学術会議第209回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日日本学術会議第210回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年6月19日日本学術会議第214回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年8月28日日本学術会議第217回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年4月28日日本学術会議第217回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。